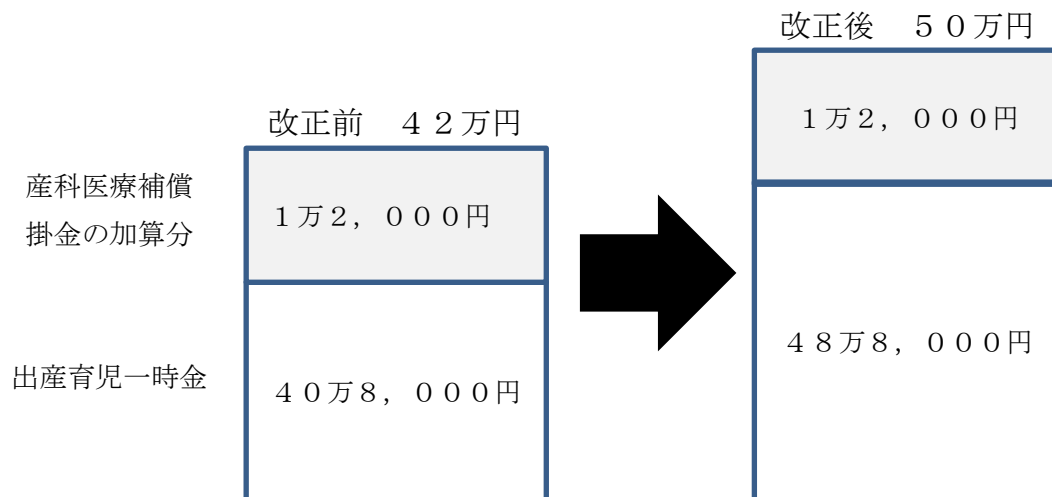


出産育児一時金の支給額引上げについて

1 内容

令和5年4月1日から出産育児一時金の額を40万8,000円から48万8,000円に改める。
これにより、支給総額が産科医療補償制度掛金1万2,000円との合計50万円となる。(現行では総額42万円を支給)



2 出産育児一時金とは

健康保険法施行令に基づく保険給付として健康保険や国民健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産した時、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度。

出産育児一時金の支給額については、出産費用等の状況を踏まえ弾力的な改定を実施するため、被用者保険は政令、市町村国保は条例で、それぞれ規定している。

3 施行期日

令和5年4月1日

4 島本町国民健康保険における出産件数（令和3年度）

6件（内、産科医療補償制度未加入の医療機関での出産は0件）

5 出産育児一時金の変遷

- 平成18年10月 30万円→35万円
平成17年3月の国立病院の平均出産費用（35万円）を参照
- 平成21年 1月 35万円→原則38万円
産科医療補償制度の導入に伴い3万円（産科医療補償制度掛金）の加算措置を創設
- 平成21年10月 原則38万円→原則42万円（平成23年3月までの暫定措置）
平成19年度の公的病院、私的病院、診療所の平均出産費用（39万円）を参照
- 平成23年 4月 原則42万円を恒久化
- 令和 4年 1月 産科医療補償制度の見直し
補償対象基準を在胎週数28週以上に拡大
1分娩（胎児）あたりの産科医療補償制度掛金を1万2,000円に引き下げ